

# ルールを守って明るい選挙を

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。贈らない！求めない！受け取らない！

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。違反すると罰せられます。

また、政治家が選挙区の人に答礼のための自筆によるものを除いて、暑中見舞いなどの時効のあいさつ状を出すことは禁じられています。



葬式の花輪・供花



お祭りへの寄付や差し入れ



お中元やお歳暮



秘書等が代理で出席する場合の結婚祝や葬式の香典

## これらのことは禁止です



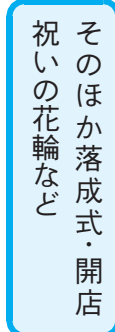
病気見舞い



町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差し入れ



地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ



そのほか落成式・開店祝いの花輪など

## 横田基地におけるアメリカ独立記念日の打ち上げ花火について

横田基地内において、アメリカ独立記念日7月4日(火)に、打ち上げ花火を行う予定です。お知らせします。昨年は午後8時30分から午後8時50分の間に行われました。

問合せ秘書広報課基地・渉外担当

## 国保・年金だよ

所得のない方も申告を 国民健康保険税の算定の中に、所得から算出する「所得割」があります。平成18年度の国民健康保険税の所得割は平成17年中の所得から算出します。



所得は平成18年度の確定申告、市民税の申告等がもとになりますので、まだ申告がお済みでない方は必ず申告をしてください。所得(世帯合算額)が一定基準以下の場合には保険料が減額されますので、所得がない方も必ず市民税の申告をしてください。また、別世帯の方の扶養となつて居る方は、国民健康保険税の算定では扶養であることが把握できず、未申告となつてしまう場合がありますので、保険年金係まで申し出てください。

国民年金には60歳を過ぎても加入できます

国民年金には、20歳から60歳までの間、加入することになっていきます。

しかし、60歳になっても保険料納付済期間が25年(受給資格期間)に満たない方や、未納期間、免除期間等があったり、満額の年金を受けられない方は、60歳から65歳まで任意で加入し、保険料を納付することで、受給資格期間を満たすことや年金額を増やすことができます。

また、65歳まで加入しても受給資格期間が足りず、老齢基礎年金を受けられない方が、昭和40年4月1日以前生まれの方は70歳までの間、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまで加入することができます。

## 平成18年度申請免除の受付をします

国民年金保険料の申請免除を7月より受け付けします。前号でもお知らせしました。

なお、平成17年度の免除等申請の際に継続申請を希望され、全額免除または若年者納付猶予が承認された方は、昨年引き続き同申請があったものとされますので、申請手続きは不要です。ただし、審査の結果、全額免除または若年者納付猶予に該当しなかった方で、これ以外の免除を希望される方は、別に申請が必要です。問合せ保険年金課保険年金係

## 広報ふっさ6月15日号2面の記事の訂正について

「平成18年度の市・都民税について」

記事中の表2「65歳以上であった方に適用される経過措置」の表のうち、平成19年度の所得割の欄が「3分の2控除」となっていますが、正しくは「3分の1控除」です。訂正してお詫びします。

## 「横田基地飛行回数」

記事中の平成17年度の横田基地飛行回数の表の項目のうち、「前年同月比」とあるのは、正しくは「前年度比」です。訂正してお詫びします。問合せ環境課環境係

③平成17年中の所得が左の表の所得制限基準額以下の方

※平成18年1月2日以降、他の区市町村から転入された方は、平成18年度の市町村住民課税証明書または非課税証明書が1通必要です。

※有効期間の過ぎた医療証(緑色)は、同封の返信用封筒に入れて、必ず返還してください。

問合せ保険年金課老人医療係

## 所得制限基準額表 単位:円

適用期間	平成18年7月1日～平成19年6月30日		
所得基準	平成17年中所得		
扶養親族の数	0人	1人	2人
基準額	2,572,000	3,052,000	3,432,000
扶養親族の数	3人	4人	5人
基準額	3,812,000	4,192,000	4,752,000

**ご協力ください 市政世論調査**

市では3年に一度『市政世論調査』を行っています。市民の皆さんの意識や意向を調査、把握し、市政に反映させるための調査です。調査の結果はすべて統計的に処理します。皆さんのご意見やお名前などを市政世論調査以外に使用することや、内容が外部に流出することはありませんので、ご安心ください。調査は7月に行います。調査員がお伺いした際には、ぜひご協力をお願いします。

**調査対象**市内に居住する満20歳以上の男女1,000人

**調査方法**郵送留置き調査員による訪問個別面接(市で委託した調査員が伺います。)

**抽出方法**住民基本台帳から無作為抽出

**調査時期**7月

**問合せ**秘書広報課市民相談係